

仕 様 書

- 1 業務名称 クリーンセンター響空気圧縮機取替業務
- 2 業務場所 下関市豊浦町大字宇賀 1 3 5 2 8 番地 1 2
- 3 業務期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 業務内容
空気圧縮機 1 台及びエアタンク 1 台を取得し、クリーンセンター響工場棟 1F の送風機室に設置する。設置位置の詳細は、別図のとおり。
- 5 設置する機器の仕様

項目	数量	仕様
空気圧縮機	1	・ドライヤー 一体型 ・モーター 11kW ・最高出力 0.92MPa 以上 ・吐出空気量 1630L/min 以上 ・電源電圧 400V
エアタンク	1	・容量 400L 以上 ・最高使用圧力 0.97Mpa 以上

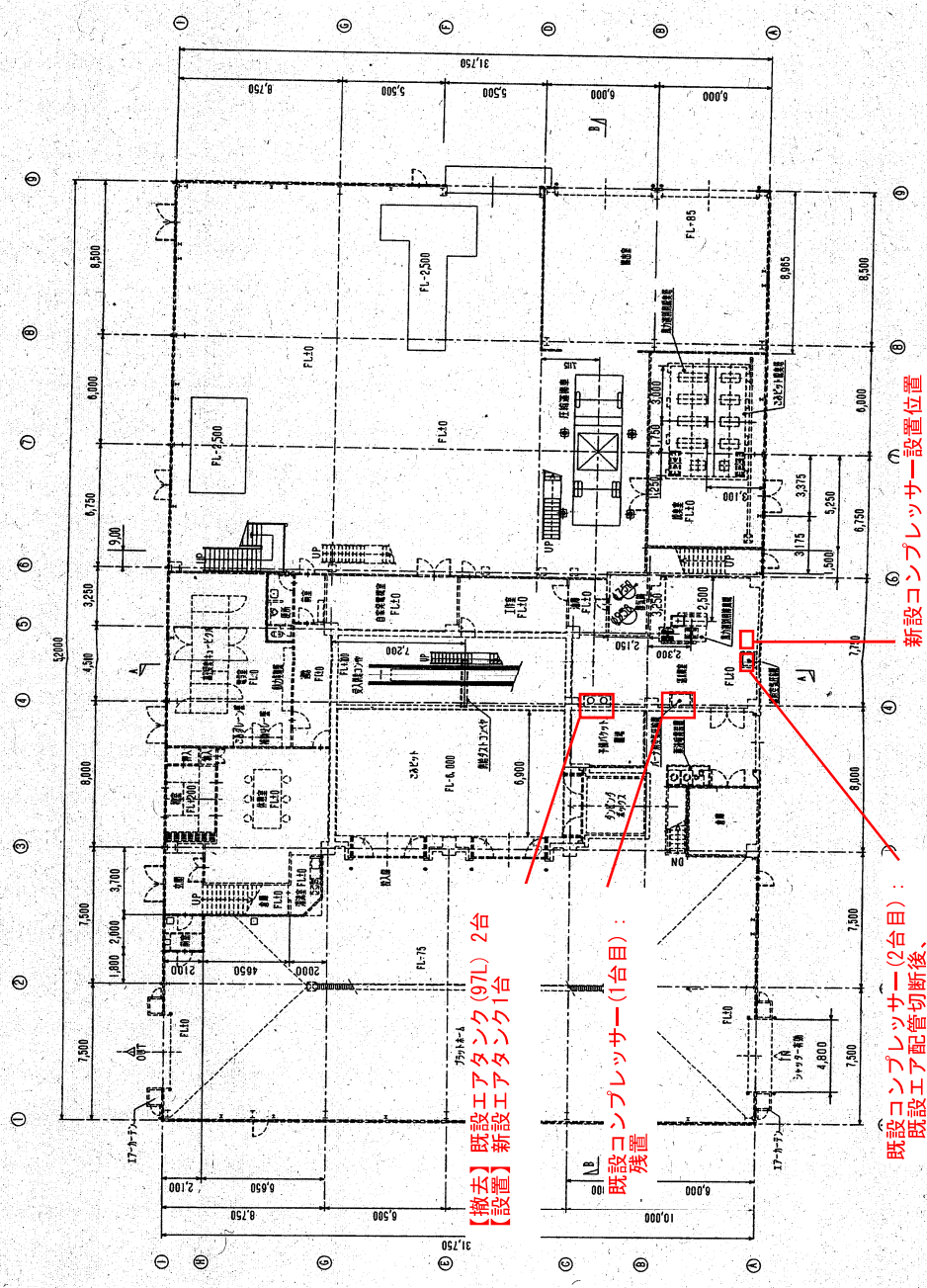
- 6 機器設置時の条件
- (1) 既設空気圧縮機は残置とする。
- (2) 既設空気圧縮機の左のスペースに、更新機を設置し、転倒防止のためのアンカー施工を実施すること。
- (3) エアタンクは既設エアタンクの基礎上に設置し、転倒防止のためのアンカー施工を実施すること。
- (4) 既設エアタンク 2 台は、下関市職員の指示する場所へ移動すること。
- (5) オートドレンは、既設エアタンクに接続しているものを流用する。
- (6) 空気圧縮機とエアタンク間のエア配管は、既設流用とする。更新機との延長部分には耐圧ゴムホース等を新設すること。
- (7) 電気配線は既設流用とする。配線の延長が必要な場合、中継ボックスを設け、中継ボックスから更新機まで配線を接続すること。
- (8) 空気圧縮機の制御線は、既設同様の箇所へ接続すること。

7 提出物

- (1) 業務完了通知書 1部
- (2) 作業報告書 1部
- (3) 業務写真 1部

8 その他

- (1) 入札参加者は、積算にあたり、入札書提出前までに必ず現地確認を行うこと。現地確認は、担当部署（環境施設課 083-252-1943）に日時等の了解を得てから行うこと。
- (2) 配管工事、電気工事、試運転は、本業務に含む。
- (3) 既設機器（空気圧縮機、エアタンク 2 台）の処分は本業務に含まない。
- (4) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害等の発生がないよう危険防止対策を行うこと。
- (6) 実施日時、作業方法、資材の搬入及び置場等については、施設の運転に支障が生じないように、クリーンセンター響と協議すること。
- (7) 他の設備及び既存物件等への損傷等の防止に努めること。また、損傷等が生じた場合は、受託者負担により速やかに復旧すること。
- (8) 本仕様書に明記されていない事項でも、業務の性質上必要となるものは、発注者と協議の上、受託者負担にて実施すること。
- (9) 別紙 2 特記仕様書（環境編簡易）及び別紙 3 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項を遵守すること。
- (10) 本仕様書等に定める下関市への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。



1階平面機器配置図 S=1/200

注: 実物は、本工事の工事範囲を示す。

会社名	決裁印 管理技術者 照査技術者 担当技術者	工事名	図面名	縮尺	単位	図面番号
中日本建設コンサルタント株式会社		下関市クリーンセンター響こみ運搬中継施設整備工事	機材設備整備・改造工事 1階平面機器配置図	1/200	mm	63

別紙 2

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減することができる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 3

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受託者は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。